

議案第一三三号

三朝町財政調整積立基金条例制定
について

三朝町財政調整積立基金条例を別紙のとおり制定する。

昭和四十年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町財政調整積立基金条例

(設置の目的)

第一条 災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため、財政調整基金(以下単に「基金」という)を設置する。

(積立て)

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、
二、〇〇〇 千円とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金

を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第六條 この条例の定めるものを除くほか基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は昭和^{四十}十九年四月一日から施行する。

2 財政調整積立金に関する条例 ~~昭和三十三号~~ 条例第一号はこれを廃止する。